

平成 2 5 年 4 月 2 6 日

平成 2 5 年 第 4 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 5 年 第 4 回 東 大 和 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 平成25年 4 月26日（金曜日）午後 1 時59分～午後 3 時07分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 6 ・ 7 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

5 番 真 如 昌 美（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴 彦

社会教育部長 小 俣 学

学 校 教 育 部
参 事 兼
指 導 室 長
建 築 課 長 兼
教 育 施 設 担 当
副 参 事

石 井 卓 之

学 校 教 育 課 長 岩 本 尚 史

小 泉 光 信

給 食 課 長 梶 川 義 夫

統括指導主事 小板橋 悦 子

社会教育課長 村 上 敏 彰

社 会 教 育 部
副 参 事
（ 国 体 推 進
担 当 ）

高 橋 宏 之

中央公民館長 乙 幡 正 喜

中央図書館長 関 田 実千代

6. 書 記

庶 務 係 長 福 畠 まゆ美

主 事 中 野 庸 平

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 5 号報告 事務の臨時代理の承認について

第 4 第 6 号報告 事務の臨時代理の承認について

第 5 第 18 号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について

第 6 第 19 号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

第 7 第 20 号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則

第 8 第 21 号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第 9 第 22 号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について

第 10 第 23 号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について

第 11 第 24 号議案 平成 25 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について

第 12 その他報告事項 (1) 平成 25 年度教育課程について

(2) 平成 26 年度使用特別支援学級用教科用図書採択について

(3) 学びあいガイド 25 (行政による生涯学習) の配布について

(4) 桜が丘図書館、清原図書館の特別資料整理に伴う休館について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成25年第4回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は小泉委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 それでは、平成25年3月28日から4月23日までの諸務報告をさせていただきます。

まず3月29日、市の退職辞令交付式に出席をいたしました。浅見企画財政部長、それから市川環境部長、石川議会事務局長を初め、24人の退職者でございました。

4月1日は、市の職員の新任、それから異動者の辞令交付にも出席をいたしました。今年の新採の数が、22人でございました。

それから、4月8日、4月9日、市内の第二小学校、第三中学校の入学式に出席をいたしました。昨年度の予算の中で、紅白幕の不足する学校につきましては、不足分を購入しまして配布いたしました。その結果、一層儀式としての環境が整ってきたと感じております。今後の課題といたしましては、国歌斉唱時の児童・生徒の指導といいますか、声がどうしても小さい、聞き取れないという学校も幾つかあったようですので、そういった学校については指導をさらに進めていきたいと思っております。あわせて校歌を斉唱するときに、学校によっては児童・生徒に対して起立をしてくださいという話があり、また、そういう指示がありますことから、校歌も国歌同様、大事にしていかなければならないと思いますので、今年度卒業式以降、全員が起立をして、歌える子どもはもちろん歌いますけれども、来賓も立って校歌を聞く、そういう体制をとりたいと思っております。

それから、4月12日、教育施策連絡会に出席をいたしました。教育委員さんと一緒に出席をいたしまして、今年から様式が変わりまして、パネルディスカッションのような形をとっておりました。時間がなくて、会場から意見をいただくというのは余りたくさんはなかったのですが、教育長の代表、杉並区と、それから清瀬市の教育長がそれぞれ出まして、各区市の学力向上に対する取組みについて説明をしていただきました。

それから、4月19日、青梅市立霞台小学校に学校訪問をさせていただきました。岡田前統括指導主事が校長をしている学校でありまして、なかなか落ちついた雰囲気、また職員の先生方も非常に明るく迎えてくれましたので、好印象を受けました。

それから、4月23日、スポーツ祭東京2013東大和市実行委員会総会に出席をさせていただきました。いよいよスポーツ祭東京が迫ってきておりますので、今後、具体的なPR等、さらにPRを進めるということと、確実な成果が上げられるように努力してまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第5号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第5号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、社会教育委員の交代についてであります。前東大和市立第四中学校長

の佐々木辰彦氏が、平成25年3月31日付で退職されたため、後任に同じく第八小学校長である加藤敦彦氏を、平成25年4月11日付で委員に委嘱するものであります。

この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、平成25年4月11日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条3項の規定に基づき、ご報告し、ご承認をお願いするものであります。

任期につきましては、前委員の残任期間となり、平成25年4月11日から平成26年4月30日までとなります。

なお、氏名、住所につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第6号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第4、第6号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第6号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきましては、提案理由並びに内容のご報告を申し上げます。

本件は、公民館運営審議会委員の交代に伴うものでございます。東大和市立公民館運営審議会委員を構成します選出区分のうち、学校教育関係者として、小・中学校長会から選出されておりました前東大和市立第四中学校長の佐々木辰彦氏が、平成25年3月31日付で退職されたため、後任として小・中学校長会から選出されました東大和市立第五中学校長である半田道夫氏を、平成25年4月11日付で委員に委嘱するものでございます。

この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、平成25年4月11日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

任期につきましては、前委員の残任期間により、平成25年4月11日から5月31日までとなります。

なお、氏名、住所につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第6号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第6号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第18号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について

○鈴木委員長 日程第5、第18号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、

本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第18号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

市の条例改正につきましては、市議会へ提案するのは市長でありまして、教育委員会は市長に対して意見を申し上げる立場にあります。このことから、今回、条例の改正に当たりまして、市長に教育委員会の意見を申し出るために、ご提案申し上げるものでございます。

さて、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例は、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に準じております。このことから、東京都の条例に合わせ、市の休業補償等を算定するための補償基礎額を改正するものであり、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第6号に基づき、市長に対して同条例の一部改正について意見の申し出を行うものであります。

条例改正の内容につきましては、学校教育部長から説明を申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただきましたので、ご覧いただきたいと存じます。

変更の箇所は、右側でございます改正案の表の中の金額の下に下線を引いた箇所でございます。

初めに、学校医及び学校歯科医の補償基礎額の改正内容につきましてご説明申し上げます。

経験年数5年以上10年未満は8,553円を8,620円に、10年以上15年未満は1万1,346円を1万1,446円に、15年以上20年未満は1万2,874円を1万2,986円に、20年以上25年未満は1万4,957円を1万5,087円に、25年以上は1万5,951円を1万

6,090円に改めるものであります。

次に、学校薬剤師の補償基礎額の改正内容につきましてご説明申し上げます。

経験年数5年未満は5,653円を5,670円に、5年以上10年未満は6,532円を6,573円に、10年以上15年未満は7,957円を8,016円に、15年以上20年未満は9,585円を9,671円に、20年以上25年未満は1万771円を1万868円に、25年以上は1万1,936円を1万2,042円に改めるものであります。

附則でございますが、第1項は、施行日を公布の日とするものであります。

第2項及び第3項は、経過措置を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第18号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第18号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第19号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第6、第19号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第19号議案 東大和市奨学資金貸付条例

施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、奨学金の貸し付け者の中に、破産法による免責を受けた者や行方不明の者、最終償還日から消滅時効の期間を経過した者がいることから、償還金の減免により未回収債権の欠損処理ができるように、所要の改正を行うものであります。

内容について、ご説明を申し上げます。

議案書をご覧くださいと思います。

第13条第2項は、償還金の減免について定めたものでありますが、新たに第3号に、本人が破産法その他の法令による免責を受けたときに、償還金の減免ができるよう規定し、具体的には、アの保証人が行方不明であって、償還金について消滅時効の期間が経過している場合と、イの保証人が免責を受けた場合に、減免ができることといたしました。

同様に、第4号につきましても、本人が行方不明のときに償還金の減免ができるよう規定し、具体的には、アの保証人が行方不明であって、償還金について消滅時効の期間が経過している場合と、イの保証人が免責を受け、償還金について消滅時効の期間が経過している場合に減免ができることといたしました。

第13条第5項につきましては、行方不明その他の理由により、学資金償還減免申請書の提出をすることができない場合に、職権により償還金の減免ができるよう新たに規定することといたしました。

第8号様式は、学資金償還減免申請書であります。今回の改正により減免申請理由が多岐にわたることとなったことから、所要の改正を行うものであります。

最後に附則であります。この規則の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 お尋ねいたします。

東大和市において、奨学資金を貸し付けて、その償還がどのようなになっているのか、現状を少し説明、お願いできますでしょうか。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○岩本学校教育課長 奨学金の貸し付け状況ですが、原資としては1,366万2,000円
ございますが、そのうち平成24年度末の状態では、未償還額が932万6,000円です。
基金の現金残高としては433万6,000円となっております。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 この未回収金に対しては、もう回収の可能性は今後ともないわけですか。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○岩本学校教育課長 今の議題に出ています、どうしても回収ができない債権もござい
ますが、まだ現在も返還中のものもございしますので、その金額については担
当のほうから定期的に納付の依頼ですとか、少しでも基金を増やし、今後、多く
の必要な方に貸し付けできるようにしたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかがございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第19号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する
規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第19号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規
則の一部を改正する規則、本件を承認と決めます。

◎日程第7 第20号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を 改正する規則

○鈴木委員長 日程第7、第20号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改
正する規則、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第20号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、現在、郷土博物館長に任命しております中澤正至氏の任期が、平成25年4月30日で満了になることに伴い、後任につきましては市の正規職員を充てることといたしましたことから、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、社会教育部長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今回の改正につきましては、ただいま教育長からのご説明にありましたとおり、現在、郷土博物館の館長の中澤氏の任期満了に伴い、後任につきましては市の正規職員、具体的には主査職、いわゆる係長職になりますが、充てていくということに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書についております改正案文の次に、新旧対照表がついてございます。そちらをご覧くださいと思います。

変更箇所につきましては、右側の改正後（案）の表中、網かけの部分となっております。

それでは、まず初めに第1条であります。趣旨を定めているものでございますが、この後の第2条のほうで係の名称を「郷土博物館」と規定いたしますことから、本規則における建物としての東大和市立郷土博物館を「館」と規定し、係の名称と区別をするものであります。

次に、第2条は係の設置について定めているものでありますが、係の名称を「郷土博物館係」から「郷土博物館」に改めるものであります。このことから、従来、「郷土博物館係長」だったものが、改正後は「郷土博物館長」ということになります。

続きまして、第3条は事務分掌を定めているものでございますが、第1条で建物そのものを「館」、それから第2条で係の名前を「郷土博物館」と使い分けて規定をしましたことから、それに伴う用語の整理等を行うものであります。

同様の用語の整理につきましては、次の第4条、第6条、第8条、第11条及び

第12条でも行っております。

続きまして、第4条でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目になりますが、第4条は職員についてであります。

(2)の「係長」と記載がありますが、改正後につきましては「館長」ということになりますので、これを削除し、これまでの(3)を(2)に繰り上げる内容でございます。

次に、第5条は職員の資格を定めているものでございます。こちらは見出しを「館長の資格」ということに改めるとともに、嘱託員館長時に必要でありました「識見を有する者のうちから教育委員会が任命した者」という規定を「主査」に改めるものであります。

同様の理由により、第2項を削除しております。

1枚おめくりいただきまして、次に第6条になります。

第6条は職責について定めているものでございますが、館長を主査職としたことに伴い、事務処理及び指揮命令に関する用語の整理等を行ったものであります。

続きまして、第7条は、事案の決定に際し、あらかじめ館長の意見を聞くことを定めているものでありますが、正規職員を館長に充てることに伴い、削除するものであります。

続きまして、第8条でございますが、館長の専決事案について定めてございます。こちらは館長を主査職とすることに伴いまして、東大和市教育委員会事務局処務規則別表第1に定めております係長の専決事案を館長の専決事案と定めるものであります。本条の規定により、係長の専決事案を定めました第10条は削除いたしました。

次に、第9条でございますが、博物館法第20条に基づき設置をされております博物館協議会に対する諮問に関する手続について定めた条文でございます。これまでは嘱託員による館長でございましたので、東大和市立郷土博物館条例施行規則第12条に基づく博物館協議会に対する館長の諮問につきましては、市の管理職員の決裁、あるいは報告を求める規定を設けてございました。今後は正規職員を館長に充てることにより、削除することといたしました。

最後に、改正案文の一番下になりますが、附則でございますが、この規則につきましては、平成25年5月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 ただいまの説明、ありがとうございます。

嘱託員による館長を廃して正規職員を充てるということが、主な体制の変化であると受けとめてよろしいでしょうか。そうしますと、この体制の変化をすることによるメリット、またデメリットというのもありましたら、どのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 いわゆる民間の嘱託の方によります館長制度につきましては、平成12年の7月から始まりました。10年以上たちまして、さまざま事業を見直す中で、第7条にも書いてございましたが、「館長」という名前がついておりながら意見を聞くにとどまり、最終的な決定というのは主幹課長の社会教育課長でございました。組織的にも、いわゆる曖昧なというか、組織的にもいろいろ課題がございまして、今回、業務の見直しをして、直営でいくという方向性になりました。

今後につきましては、中澤館長も郷土博物館の職員の1人としてローテーション勤務の中に入っておりましたので、不在ということになりますと、数字上は1人職員が欠員になってしまいますので、ローテーションも非常に難しく、勤務条件も非常に難しくなりますので、そこにつきましては、これまでは館長で予算化しておりました報酬を、今後の補正予算で議決を認めていただけたら、学芸員という専門職を持った博物館業務員という名称で嘱託員を採用させていただき、シフトに入っていただき、業務を、さまざまな課題がございますので、職員と一緒に行っていただくということで、今後さまざまな課題を解決していこうということでございます。

これまでも郷土博物館の館長として、先頭を切ってさまざまなところに事業のPRに行っていたいたり、それから来館した市民の皆様にさまざまご説明をしていただいたり、ご教授いただいた部分もありまして、私どもとしては大変残念な気持ちでいっぱいではありますが、そういう方向性のもと、今後は郷土博物館業務員として、専門性を持った嘱託に入っていただくことで、具体的なさま

ざまな課題を、館長以下、職員と一緒にこなしていただこうということでございますので、メリットもありますし、デメリットもあるということでございます。今後、新しい体制で、5月1日から行っていこうということで話し合い、進めていこうということになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。体制を変えることで、専門性を持った学芸員の方が、1名お願いできるということをお伺いしまして、安心いたしました。前向きな改善と受けとめさせていただきたいと思います。

郷土博物館につきましては、このところ、先ほど部長さんのほうからも説明の中にありましたけれども、本当に今、学校の子どもたちも大いに利用しております。そして、また本市の子どもたち、学校だけでなく、他市からも学校が、郷土博物館を訪れて学習に活用してくれているという状況も、とってもうれしく思っております。また、市民の活動の発表の場にも、このところ何度も使われているのを、私も参加させていただいたりしておりましたので、とっても郷土博物館の存在意義を示してくれていて、これほどうれしいことはないと思っておりますので、今後ともこの体制の変更を機にいたしまして、さらに部長さんがおっしゃってくださいましたように、前向きに、より市民、また子どもたちにも活用し、愛される郷土博物館であるように、よろしくお願いいたしますと思います。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

では、私のほうから1点ですが、お尋ねですが、今度、館長になる係長職の人は、学芸員という資格を持った人を充てるのですか、特にそういう配慮はないですか。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今の委員長のご質問につきましては、まだ異動の内示といたしますか、人事のほうで進めておりますので、何ともわからない部分はありますけれども、私どもは常々、学芸員の資格を持った職員の配置をお願いしたいと、希望していることを伝えておりますので、配慮されていれば良いと思うところであります。現状では、このぐらいのお話になって恐縮でございます。

以上です。

○鈴木委員長 今の部長のお話のように、私も学芸員の資格がある人が館長に就任

していただけると願っていますので、配慮願うようにお願いしたいと思います。

それで、今までの説明で、郷土博物館の事業や日常の業務にさしたる影響はないだろうというようなことですので、ひとつスムーズに移行していけるように、よろしくお願いしたいと思います。

ついでですけれども、市民の中から、郷土博物館の事業の中で体験教室を何か設置して行ったほうがいいのかという考えを私も聞いたことが、また、市民から求められたことがありますので、今もそれに似た活動をしているかとも思いますけれども、これからの事業を考えるときに、ちょっと頭の中に入れておいていただければありがたいと思います。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 ただいまの委員長のお話で、体験教室を行ってはどうかということですが、現在も、博物館事業の中で、場所は公民館の実習室をお借りして、草木染め教室等、そういう体験の事業は行っています。博物館内の職員会議の中で話す中では、体験の事業や学校への出張の事業自体が、年間150回程度行っておりまして、なかなか難しいところはございますが、体験の事業は増やしていこうと、このような形では話をさせていただいております。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第20号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第20号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則、本件を承認と決めます。

◎日程第8 第21号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第8、第21号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第21号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容についてご説明を申し上げます。

今回の委員の委嘱は、東大和市学校給食センター運営委員会規則第4条第1項第5号に基づく委員である学校医の任期満了に伴うものであります。

前任の委員は、平成23年5月1日から平成25年4月30日までの任期でありましたが、ここで任期満了となりますことから、議案書にありますとおり公益社団法人東大和市医師会からご推薦いただいた勝目恵一医師及び内野秀治医師のお二方に委嘱を行うものであります。

任期でございますが、東大和市学校給食センター運営委員会規則第4条第2項により2年となっております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第21号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第21号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認と決します。

◎日程第9 第22号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について

○鈴木委員長 日程第9、第22号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第22号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、郷土博物館協議会委員の交代についてであります。東大和市立郷土博物館条例第8条第4項第1号に規定する学校教育及び社会教育関係者のうち、都立東大和南高等学校校長の荻野勉氏が、平成25年3月31日付で異動されたことから、同年4月1日付で同校校長として着任されました小倉良之氏を委員として任命するものでございます。

任期につきましては、条例第8条第5項にありますとおり、前委員の残任期間となり、小倉氏が都立高等学校長であるため、東京都教育委員会からの兼職の承認がおりる平成25年5月1日から平成26年3月31日までとなります。

なお、氏名、住所につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第22号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第22号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について、本件を承認と決します。

◎日程第10 第23号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第10、第23号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第23号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

スポーツ推進委員につきましては、15人の定数に対し、現在の13人を委嘱しており、2人の欠員が生じております。そのため、今回、新たに才郷正次氏をスポーツ推進委員に委嘱いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

任期につきましては、平成25年5月1日から平成26年3月31日まででございます。

なお、氏名、住所につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、第23号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第23号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第11 第24号議案 平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について

○鈴木委員長 日程第11、第24号議案 平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第24号議案 平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、市が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合には、社会教育法第13条の規定に基づきまして、あらかじめ教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならないとされております。

このことから、平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴い、東大和市教育委員会から東大和市社会教育委員会へ諮問をするために、ご提案申し上げるものであります。

なお、本年度の補助申請額は384万6,400円で、平成24年度の補助申請額と同額となっております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第11、第24号議案 平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第24号議案 平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を承認と決めます。

◎日程第12 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第12、その他報告事項を行います。

報告事項1、平成25年度教育課程について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 平成25年度教育課程について、ご報告をいたします。

お手元にございます、その他報告資料(1)をご覧ください。

まず、小学校についてご説明を申し上げます。

小学校、第一小につきましては、教育目標、3つある項目のうち、「たくましい子供」に重点を置き、「お腹がすいたー」と言わせる教育、食育等に重点を置いた研究を進めてまいります。

二小につきましては、「よく考える子」を重点とし、地域とともに義務教育9年間で、児童・生徒の育成を図るということを視点に置きながらの教育を進めてまいります。校内研究では、「「考えを深め合う子の育成」～かかわり合いを大切にした授業を通して～」ということで進めていきます。

三小につきましては、「じょうぶな子ども」というところに視点を置きまして、本校は東京都スポーツ教育推進校でもございますが、本市の教育課題研究指定校として「心も体も健やかな児童の育成」、体育・食育について研究を進めてまいります。

四小につきましては、東京都の言語能力向上推進校を、本年から3年間推進することになりました。言葉のことを大切にしながら、書くことを通して考えること、それから学力向上を図るというところを明確にして進めてまいります。

五小につきましては、「やりぬく子」、教育目標の中の「やりぬく子」というところに重点を置き、たくさん褒め、肯定的な言葉で子どもを教育していく。そして、地域との連携、地域人材の活用を進めてまいります。

六小につきましては、「一人間関係づくりーかかわりで育つ！だんごグループ」というところをテーマに置きまして、チーム六小として、教員だけではなく、保護者、地域と一体になった教育活動を進めてまいります。

七小につきましては、教育目標、「学ぶ喜びを知る子ども」というところに重点を置きまして、言語活動を主とした授業力の向上を図ってまいります。

次のページになります。

八小につきましては、知・徳・体の調和した人間力の育成ということと、全教職員の協働体制で、特に算数指導に力を入れた学校づくりを進めてまいります。

九小につきましては、平成25・26年度東京都人権尊重教育推進校の指定を受けておりますので、人権尊重の精神のもと、学力・人間力・体力の調和のとれた、自分も人も大切にする子供を育てるというところに視点を置いて、学校を運営してまいります。

十小につきましては、「よく考え、やりぬく子」に重点を置きまして、こちら

も四小と同様に平成25年度から3年間の東京都言語能力向上推進校の指定を受けましたので、言葉を大事にした教育を推進してまいります。

続きまして、中学校についてです。

第一中学校ですが、校訓を「自覚と責任」に置いております。確かな学力の定着を目指すというところで教育を進めてまいります。特に取り組んでいる内容を地域や保護者に積極的に情報発信を進めていくということをやっております。

二中につきましては、広く深く学習し、創造性豊かな大人になろうというところに重点を置いていきます。本市の教育課題研究指定校として、「考えて表現する力の育成」に取り組んでまいります。

三中についてです。三中は、「自ら考え、正しく判断できる人」に重点を置いて教育を進めてまいります。東京都の理数フロンティア校としての実践、そして基礎学力の充実と生徒理解、こちらに重点を置いて教育を進めてまいります。

四中です。四中は、「健康で、たくましく生きる生徒」ということで、健康と体力の増進を心がける生徒と先生、心を強く育てる生徒と先生ということで、学力の向上を支える体力の向上についても力を入れてまいります。

五中です。五中は、学力・授業力の向上に力を傾け、言語活動を推進し、小中連携を進めてまいります。そちらは、平成23年度から東京都の言語能力向上推進校として指定を受けてまいりましたので、本年度は最終年度になりますが、「言葉の力」の涵養と育成に力を入れてまいります。

続きまして、その次の資料をご覧ください。

平成25年度の主な学校行事ということで、それぞれの学校の行事の日程についてまとめさせていただきました。

運動会につきましては、1学期中に運動会を行うところが、小学校においては4校、中学校においても5校、2学期に運動会を行うところが、小学校においては6校ございます。

道徳授業地区公開講座並びにセーフティ教室につきましては、年1回以上の開催ということで、このような日程で行ってまいります。

なお、学芸会・展覧会・学習発表会・合唱コンクール等につきましては、そちらの日程で行います。

もしよろしければ、ぜひご覧いただければと思います。

最後の4枚目になりますが、土曜・日曜・祭日等の授業公開について、まとめ

させていただきました。なお、土曜・日曜・祭日に行われます道徳授業公開講座につきましては、授業公開もあわせて行われます。授業公開後、道徳授業地区公開講座としての講座を予定しております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 九小と三中の東京都理数フロンティア校につきまして、もう少し詳しくお教えいただけませんか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 これは東京都が、理数教育を充実させるという施策の一つになります。例えば、九小につきましては、昨年度、専門的に研修を受けた教員、これ主幹教員ですが、そこが中心になって校内で理数教育を推進してまいります。中学校に関しましては、理科の専門の教員がおりますので、そこを中心に広めてまいります。やがては市のほうも、だんだんそれによって理数については上がっていくと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 この2校が選ばれたのは、どのようなことでしょうか。また、ほかの学校も、こういったフロンティア校に応募できるというか、対象となり得るのでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 本年度は、小学校1校、中学校1校とするということで決定をいたしました。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 それぞれ毎年度、教育目標、目当てを設定して1年間、授業をしてもらうわけですが、学校経営をしてもらうのですが、1年ごとか2年ごとかわかりませんが、その成果について、掌握しているかどうか、捉えられているかどうか、お聞かせください。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 成果に関しましては、必ず年度末には、学校の自校評価、教員の中の評価がございます。あわせて、保護者、児童にもアンケートをとりまして、どの程度それが達成できたかということの数値を出しております。それを含めまして、各学校の校長が、保護者、地域に対して、今年度ここまでやっていますと、それからまたは次年度、こういうところを進めてまいりますということで、評価し、次年度の目標と連動して進めております。

以上でございます。

○土田委員 関連です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 それは数値であらわされていますか、前年度比ということに……。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 学校においては、同じ項目でアンケートをとっているものもございます。そうすると数値は出てきますが、新たに本年度の重点ということにしますと、もちろんパーセンテージは出てきますが、前年度比ということでは出てこなくて、単年度ということになってまいります。

以上です。

○土田委員 わかりました。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

では、なければ私のほうからですけれども、15校あるうち多くの学校が都の指定を受けて研究に励んでくださるようで、これはとてもありがたいことだと思っております。校長先生方にも、学校にも、ぜひお礼の気持ちを伝えていただきたいと思います。

時に、先ほども話に出ました理数フロンティアですけれども、理科教育に問題があるのか、理科離れの子どもが出て、都の課題になっていると思うのですけれども、ぜひフロンティア校を受けた学校には研究を深めていただいて、その成果を市全体に及ぼすように工夫をしていただきたいと思います。私どもも、その成果をぜひ聞かせていただきたいと期待しておりますので、よろしくお願いします。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 ありがとうございます。また機会を見て、校長のほうには委員長の言葉を伝えたいと思います。

フロンティアに関しましては、今年から始まったところもございますので、我々も成果を検証しまして、ぜひとも全市へ、また委員の皆様にもご報告できるような形にしたいと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 教育長。

○真如教育長 成果の話が出ましたけれども、やっぱり成果は最初のスタートのときの実態というか、現状をどのように把握するかということで、見えにくくなったり、わからなかったりするようなところがあります。この間の学力向上推進委員会の報告もありましたけれども、あのときに参加された方から具体性がないという厳しいご指摘をいただきましたので、極力、学校にはもとのデータをとるよう助言してもらい、それがどのように変わったかということで説明できるように指導してほしいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 今、教育長のお話もございましたけれども、これから始まります特色化の事業も、やはり最初と最後、とにかく3年度と比べたいと思いますので、きちんとデータ化できるように指導してまいりたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 私も、幾つかですけれども、小中連携というのは、もう何年も行っているから、特に言葉が出てこないのか、小中連携というのが余り見当たらないのですけれども、当然行ったださると思っておりますが、別な機会に私も言ったのですけれども、連携というのは、あと学校同士の連携、保護者との連携があると思います。それで、学校同士の連携、例えば行事を見せていただくと、非常に優れた体育の実践をしている学校があったり、展覧会などもすばらしい学校があるけれども、隣接している学校はそのことをどれくらいわかっていて吸収する機会があるのか、そこの連携をもっと深める工夫が必要だと思いました。

同時に、切磋琢磨してもらいたいと思います。今までのその学校のやり方を踏襲するだけではなくて、隣接している学校や市内の学校に、非常に先進的な実践をしている学校を取り入れたり、また発信をしたり、そういう切磋琢磨をお願いしたいと思います。

それから、保護者との連携についてですけれども、学力向上は、学校はもちろん頑張ってもらっているし、やらなければならないですけれども、それを支えるのはやっぱり保護者、家庭です。具体的に保護者、家庭と、今年はどういう連携をして学力を向上させるのか、知・徳・体のバランスのとれた人格形成に努めるのかという、その具体性がなかなか出てこない。ただ、言葉は保護者との協力を得てといった感じで一方的に協力してもらおうという気持ちが強いですけれども、連携のためにどういう発信をして、保護者にどういう協力をするかということは、なかなか学校から、具体的に取り組みをしても、それが言葉や文章に余り表れない。ぜひ、ひとつその連携の具体性あるものをお願いしたいと思います。

それから、もう一つですけれども、先ほども室長からお話がありましたけれども、特色ある学校教育、教育活動の展開ということ、そのために予算化までして、市民は期待しているわけですから、どうか各学校ともそれをぜひ積極的に取り組んで、市民の要望に応えるように、今年は第1年目でありますことから、非常に大切な年になるかと思うしますので、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 まず1点目の学校連携ですが、実は教育長の大きな柱に、連携よりも一貫までやっていこうというのがございまして、それは全部、学校経営方針に入っております。ここへはそれをあえて抜いております、必ずやってまいりますので。今のお話の中にあった競い合いですが、これも仕組みでまいります。いろんなことで学校間が元気に競い合って、高め合えるような仕組みづくりを進めてまいります。

2点目の保護者との連携ですが、キーワードが、今回やはり教育長の方針の中に家庭学習があります。この家庭学習をどうやって進めていくかを、きちんと形で各学校が進められるようにということで、ここは施策として進めてまいりたいと思っております。そして、また発信、これはやはり弱いというのは常々、我々も認識しておりますし、学校ももっと発信しなければいけないと思っておりますので、ここへきてホームページを大幅に変えたいという学校も出てきておりますので、またいろいろ発信、さらに進めていきたいと思っております。

3点目の特色ある教育活動。ここはもう、実は五中学区は4月3日から管理職が動き出しています。そして、教員たちを集めてどんどん今行っているところで、

ようやく火がついてきたと思ってございます。さらにしっかり形を見せていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 2、平成26年度使用特別支援学級用教科用図書採択について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 平成26年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について、ご報告をさせていただきます。

実は、例年ですと、現時点で東京都教育委員会からの教科書採択についての通知が届いているところですが、まだ東京都教育委員会からの教科書採択についての通知が、今はまだございません。それを待っていると間に合わなくなってしまうということもございますので、本市の予定をご説明させていただきます。

まず、平成25年度は学校教育法附則第9条に基づく教科書、学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を除きまして、平成24年度と同一の教科書を採択しなければなりません。よって、小学校・中学校用教科書につきましては、平成25年度は前年度と同一の教科書を採択することとなります。

特別支援学級における教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条に基づく教科書、学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書について採択替えを行います。東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱に基づきまして、東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書採択事務要領を制定いたしました。要領に基づき、教科書採択資料作成会議委員及び調査部会委員の推薦を各校長会長へ依頼し、教科書採択事務を進めているところでございます。

今後の日程ですが、5月8日の水曜日に第1回資料作成会議を開き、特別支援学級設置小学校長、中学校長2人と市民を代表して保護者2人に委員委嘱を行う予定でございます。また、5月13日、月曜日に第1回調査部会を開きまして、小学校調査部会では校長、教員を合わせて4人、市民を代表して保護者2人の計6人。中学校調査部会では、校長、教員で2人、市民を代表して保護者1人、計3人。小・中、合わせて9人の委員に委嘱を行う予定でございます。

以上で報告を終わります。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 3、学びあいガイド25の配布について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 お手元に、黄緑色の「学びあいガイド25（行政による生涯学習）」編をお配りさせていただきました。このガイドブックは、市民の皆様の学習活動などに役立てていただく目的で、市が主催する事業の内容、市内の高校等が実施する公開講座の内容、あと自主的な学習会に職員を派遣する多摩湖塾の3部からなっております。

5月1日号の市報及びホームページ等で市民に周知をした後、社会教育課、各公民館、図書館、市民センターなどの窓口で配布を予定しております。

なお、公民館などの施設案内、人材バンクの案内、サークル、団体紹介などを掲載しました市民による生涯学習編は、4月の発行を予定しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 4、桜が丘図書館、清原図書館の特別資料整理に伴う休館について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○関田中央図書館長 図書館では、毎年、処分資料の点検、整理のため、年1回、休館をして整理をしております。今年につきましては、桜が丘図書館につきましては、5月20日の月曜から5月24日の金曜日までの5日間、清原図書館につきましては、5月13日の月曜から17日の金曜日まで、こちらも5日間、休館をいたします。こちらにつきましては、5月15日号の市報に記事を掲載する予定でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成25年第4回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時07分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 小泉 美佐子